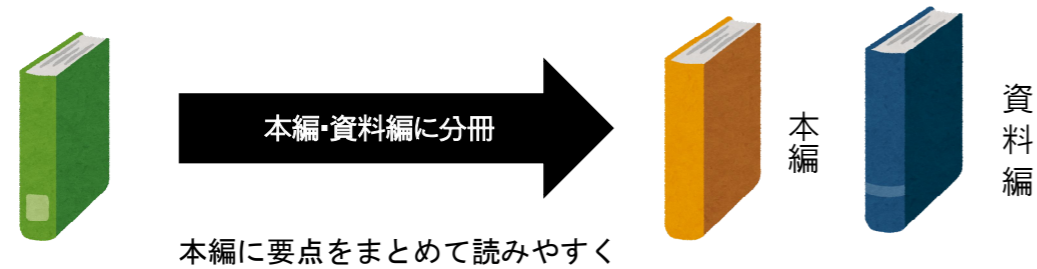


第3次川西市環境基本計画(案)の策定について

1. 第3次川西市環境基本計画のポイント

(1) 計画のシンプル化（第3次川西市環境基本計画の目次を参照）

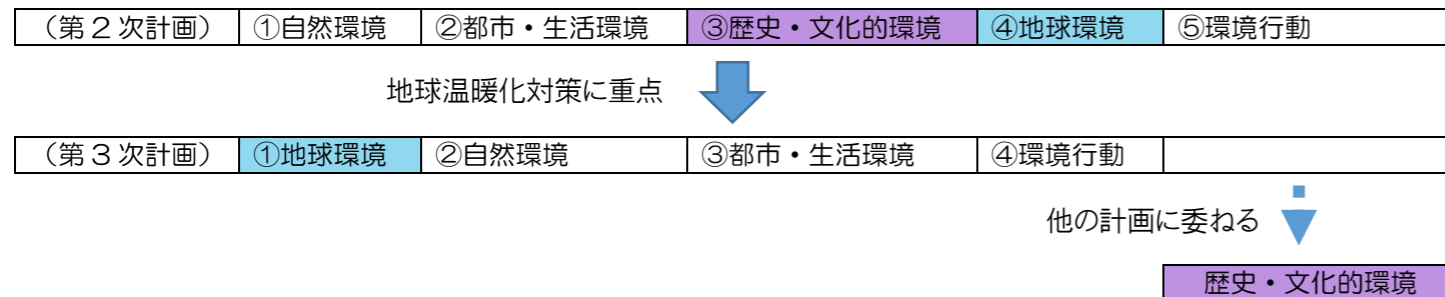
「これからどうしていくのか」を分かりやすくするための要点を本編とし、「市の特性」や「現況と課題」、これまでの取り組みについては別冊の資料編に記載しました。



(2) 4つの環境分野を基にした施策展開

現行の第2次川西市環境基本計画では「自然環境」「都市・生活環境」「歴史・文化的環境」「地球環境」「環境行動」の5つを環境分野を対象範囲としていますが、第3次川西市環境基本計画では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進する上で深く関わる「地球環境」「自然環境」「都市・生活環境」「環境行動」の4分野とし、地球温暖化対策と関連性の深い「地球環境」から始まる構成に変更しています。

なお、環境基本条例の基本理念(4) 歴史・文化の継承は、川西市景観計画などの類似する他の計画に委ね、状況把握と効果検証を進めます。

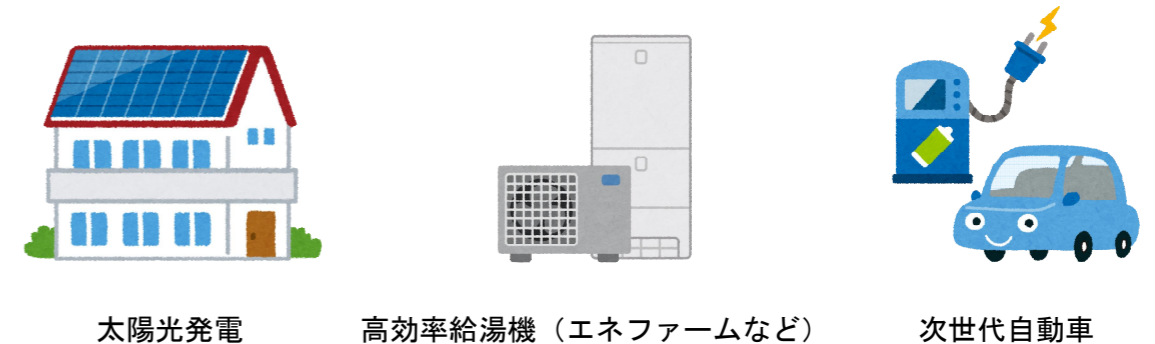


(3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を追加（計画の第5章を参照）

ゼロカーボンシティ宣言等の視点から、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を計画に盛り込みました。既にある環境率先行動計画が地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と位置づけられることから、本市において「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」を策定したこととなります。

(4) 最初に「本計画のポイント」を追加（計画の第1章を参照）

本編1ページの「本計画のポイント」の中で、「～市民・事業者・市の関わり方～」として、市が市民・事業者・市が互いに情報共有し連携するためのプラットフォームの形成に積極的に関わっていくこと、「～ゼロカーボンシティの実現に向けて～」として、本市においては住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入促進や次世代自動車の普及促進に重点を置き、地球温暖化対策を推進していくことを明記しました。



良好な住宅都市である川西市では、既存の建物への脱炭素に向けた取組みが重要となります。

2. 第5章地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

(1) 作成方法

環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を基に作成しています。

(2) 自治体排出量カルテについて

本市のエネルギー利用・温室効果ガス排出の状況などでは、環境省「自治体排出量カルテ」を基にしています。これは、策定・実施マニュアルで「特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村において「自治体排出量カルテ」の利用を推奨されていることによります。

(3) 市独自の取り組みについて

「自治体排出量カルテ」の利用により、本市の温室効果ガス排出量を容易に把握できるメリットがある一方で、全国又は都道府県の炭素排出量を簡易的に按分した値であることから、その精度には限界もありません。こうしたことから、市としての取り組みの「見える化」を行い、市民・事業者・市で共有していく仕組みとして、環境省の策定・実施マニュアルにはない「第5章5. 5市独自の取り組み」を追加しています。